

# 社会保障負担に占める医療分野の分析

1996年8月

辻 泰弘

## I. 序文

1994年度における国民医療費は25兆7908億円、対国民所得比は6.92%と過去最高となった。また、同年度における社会保障給付費は60兆4618億円、対国民所得比は11.2%と同じく過去最高を記録している。これらのいずれもが、わが国社会の高齢化の進行を一つの大きな要因としてもたらされたものであることは、各統計の分析から明らかである。

今日、わが国は他の先進諸国においては例を見ないほどの急速な人口の高齢化に直面し、かつ、公的債務残高の対GDP比の面ではEU諸国の経済・通貨統合のための財政基準を満たし得ないほどの厳しい財政状況下に置かれている。

このようなわが国において、活力ある豊かな福祉社会を築くためには、将来における国民負担の上昇を適度な水準にとどめていくことが必要だと指摘されているものの、同分野についての研究・分析が十分行われているとはいえないのが現状である。

本来、国民の健康回復・保持のためにこそあるべき医療は、必要に応じて全ての国民が等しく、他の要因からは何らの制約もなく、質量ともに最適かつ最高の給付を最適時に受療できることが理想であり、求むべき姿でもある。

しかしながら、わが国医療が国民皆保険制度の下にあり、あらゆる医療給付が最終的には国民負担につながるものである以上、国民負担の総量により規定される財政の面からの制約を受けることは必然、やむを得ぬものであり、その限られた条件の下において国民にとり最良の結果をもたらす選択肢を導いていくことこそが政策担当者の責務であろう。

このような医療と財政の最適解を求めるための、医療保険、医療給付と財政相互の関わり方の究明は、今後の医療経済研究において除外すること能わざる、極めて重要な研究対象領域である。

かかる見地から、本稿は、国民に密接に関わり、かつ今日の政策立案、政策判断上極めて重要な指標でありながら、一般には十分に解明されていない社会保障負担について、その統計の構成、内訳の明細を明らかにするとともに、社会保障負担の中で医療分野がいかなる形で構成因子となり、どの程度の割合を占めているのか、についての分析を行うものである。

## II. 社会保障負担の定義

わが国の国民経済計算においては、国の社会保険特別会計（厚生保険、国民年金、労働保険、船員保険）、共済組合（国家公務員、地方公務員など）、基金（厚生年金基金、農業者年金基金、消防団員等公務災害補償等共済基金）、健康保険組合などを社会保障基金と定義づけ、中央政府、地方政府とともに一般政府を構成するものと規定している。この社会保障基金に対する家計の負担を捉えたものが社会保障負担であり、その対象には雇主から社会保障基金に直接支払われる分が含まれている。この社会保障負担の総額を当該年度における国民所得で除して得られる比率が社会保障負担率である。

本稿は、この社会保障負担に占める医療分野についての分析を行うことを一つの目的とするものであるが、その対象となる医療の範囲は、社会保障給付費や国民医療費において定義される医療の範囲とは異なるものとならざるを得ない。即ち、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づく社会保障給付費においては、「医療」、「年金」、「その他」別分類が行われているが、そのうちの「医療」の対象は、医療保険、老人保健の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核・精神・その他の公費負担医療、保健所等が行う公衆衛生サービスに係る費用等であり、医療保険の傷病手当金、出産手当金等は「その他」の対象とされている。（社会保障給付費の分類において、分娩費が「医療」の対象とされていることは興味深い。）

また、国民医療費においては、医療費の範囲を「傷病の治療費」に限定しており、所得補償としての傷病手当金、出産手当金や正常な妊娠・分娩等に要する費用は対象とされていない。

一方、社会保障負担においては、医療保険制度における医療給付、その他の現金給付、附加給付、保健施設費等を賄うための保険料負担の全てが対象とされているため、社会保障給付費や国民医療費における定義による「医療」部分についてのみの社会保障負担を特定することは、一定の前提をおいた推計による以外は不可能である。

このため、本稿において分析の対象となる「医療」には、社会保障給付費や国民医療費において対象とされる「医療」とは異なり、医療給付とともに医療保険制度の給付対象である傷病手当金、出産手当金、分娩費、埋葬料など、医療そのものではないものの医療に密接に関連する部分が含まれることとなる。

その意味においては、本稿のテーマは厳密には、「社会保障負担に占める医療関連分野の分析」とすべきかも知れない。

なお、本稿において分析の対象としたのは、国民経済計算の確定値が得られている1993年度（平成5年度）である。

### Ⅲ．社会保障負担を構成する医療分野

#### 1．政府管掌健康保険

政府管掌健康保険は、「健康保険組合ノ組合員ニ非ザル被保険者ノ保険」を政府が管掌することを定めた健康保険法第24条に基づくものであり、その経理については厚生保険特別会計法第1～3条により、厚生保険特別会計の健康勘定が所掌することとなっている。同法第3条は健康勘定の歳入を定めているが、そのうちの健康保険事業経営上の保険料

（同法第71条により保険者が徴収）、および郵政事業特別会計よりの受入金（同法69条の7被保険者が第79条の5に基づき貼付により納付を義務づけられているところの健康保険印紙収入分）の両者を合算したものが、健康勘定における保険料収入とされている。

この被保険者負担、事業主負担の合計値にあたる保険料収入額が、社会保障負担の対象として算入さるべきものであり、1993年度における同額は『平成5年度決算』<sup>1)</sup>から得られる5兆4218億円である。同額は全てが医療分野に相当するものである。（『国民経済計算年報』における数値は5兆4227億円）

#### 2．組管掌健康保険

健康保険組合は、事業主、その事業所に使用される被保険者、任意継続被保険者によって組織される法人であり、健康保険法第25条により、その組合員たる被保険者の保険を管掌することが定められている。

同保険の保険料収入は、保険料、特別保険料、調整保険料の三者から成り立っているが、このうちの保険料は健康保険法第71条の規定により、保険者による徴収が義務づけられており、各々の健康保険組合ごとに決められる料率と負担割合に基づく事業主負担、被保険者負担両者の合計を指すものである。また、特別保険料は、健康保険法附則第5条に基づき、健康保険組合が健康保険事業に要する費用に充当するため、被保険者の賞与等に対し、千分の10の範囲内において徴収することが認められているものである。さらに、調整保険料は、健康保険法附則第8条に基づくもので、健康保険組合連合会が、健康保険組合の医療に関する給付、および老人保健拠出金、日雇拠出金、退職者給付拠出金に要する費用の財源の不均衡を調整するため、会員たる健康保健組合に交付金を交付することを定められている、いわゆる財政調整事業のため健康保険組合に課せられる拠出金に充てるべく徴収されており、各被保険者の標準報酬月額に乗ずるべき調整保険料率は政令により定められることとなっている。この調整保険料は、同法附則第8条7により同法78条の規定が準用され、事業主による同保険料分の源泉控除が認められている。

この調整保険料については、政府の統計作成上に大きな問題点がある。即ち、経済企画庁による『国民経済計算年報』の「社会保障負担の明細表」<sup>2)</sup>において、決算値として示されている組管掌健康保険における社会保障負担の数値は、第1表に見る通り、『健康保険組合事業年報』から得られる保険料と特別保険料の合計値に合致しており、調整保険料分が全く算入の対象とされていないことが明瞭である。

このことは他の資料からも裏づけられる。即ち、『社会保障費と国民経済計算』<sup>3)</sup>においては、経済企画庁の国民所得部国民支出課長（当時）の論文「国民経済計算（SNA）における社会保障費の社会保障研究所推計値との比較」が収載されているが、その中には「調整保険料の不計上」と題する一節があり、「社会保障負担では、社会保障拠出と異なり、組合管掌健康保険の調整保険料収入を計上していない。調整保険料は健康保険組合間の財政調整に用いられ、いずれかの健康保険組合による保険給付の財源になる。したがって、本来は社会保障負担に含めるべきものであるが、資料の制約によりその額が捉えられないため計上されていない」と明記されているのである。

以上のことから明らかなように、政府の社会保障負担の統計においては、本来算入さるべき、かつ『健康保険組合事業年報』の中に数値が明記され、捉えられ得る調整保険料分が欠落しているのである。調整保険料収入の推移は第1表に示す通りであり、各年度における政府公表の社会保障負担は同額分だけ本来より過少なものとなっていることになる。調整保険料収入額は国民所得に比べればかなり小さいため、対国民所得比の数値で、一般に小数点以下第1位で示されている社会保障負担率には影響を及ぼす程大きなものではないが、厳密さが求められるべき政府の公式な統計である以上、早急に改定さるべき性格のものであろう。

以上の三者につき、『健康保険組合事業年報』<sup>4)</sup>から得られる1993年度の保険料収入額は、保険料5兆310億円、特別保険料88億円、調整保険料763億円であり、その総額5兆1161億円（調整保険料分を除外した場合5兆398億円）が社会保障負担の対象となるべきものであり、かつ同額が医療分野相当分である。（『国民経済計算年報』における数値は5兆398億円）

### 3. 国民健康保険

国民健康保険は、国民健康保険法第5条、6条に基づき、健康保険法、船員保険法の規定による被保険者・被扶養者、国家公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法の規定による組合員・被扶養者、生活保護世帯構成員、国民健康保険組合の被保険者、その他厚生省令で定めるもの以外の全ての者を被保険者とし、保険者たる市町村および特別区が疾病、負傷、出産、死亡に関する保険給付を行うものである。

国民健康保険の保険料については、国民健康保険法第76条に基づき、保険者が「保険料」もしくは「国民健康保険税」の形で徴収することとなっており、保険者により定められる保険料（税）額は、所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額等を組み合わせる形で算出されている。

『国民健康保険事業年報』<sup>5)</sup>から得られる1993年度における保険料（税）額2兆9456億円が社会保障負担の対象であり、かつ医療分野相当分である。（『国民経済計算年報』における数値は2兆9456億円）

#### 4. 船員保険

船員保険は、船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者を被保険者とし、その疾病、負傷、分娩、死亡、失業、職務上の事由に因る障害などに対して保険給付を行うもので、同法第2条により政府が管掌することとされ、その経理は船員保険特別会計が所掌している。歳入のうちの大衆は、船員保険法第59条に基づく保険料収入が占めている。同保険は疾病、年金、失業、その他の4部門に大別されるが、『事業年報』<sup>6)</sup>から得られる1993年度における保険料収入額は991億円、そのうちの疾病分は654億円である。前者が船員保険において社会保障負担の対象となる総額であり、後者がそのうちの医療分野相当分である。（『国民経済計算年報』における数値は654億円）

#### 5. 国家公務員共済組合

同共済組合は、国家公務員等共済組合法第51条に基づき、常時勤務に服することを要する国家公務員たる組合員、およびその被扶養者についての短期給付（療養の給付、家族療養費、高額療養費、出産費、配偶者出産費、育児手当金、埋葬料、家族埋葬料、傷病手当金、出産手当金、休業手当金、弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金）を行うものである。

老人保健拠出金、退職者給付拠出金の納付に要する費用を含む短期給付に要する費用については、1/2が組合員から徴収される掛金によって、また、残余の1/2が国の負担金によって賄われている。被保険者負担分の保険料率に相当する標準報酬月額と掛金との割合は、組合の定款において定められており、掛金は組合員の給与から控除されている。

『国家公務員等共済組合事業統計年報』<sup>7)</sup>から得られる1993年度における掛金収入額は1848億円、負担金収入額は1777億円であり、両者の計3625億円が社会保障負担の対象であり、かつ医療分野相当分である。（『国民経済計算年報』における数値は3625億円）

#### 6. 地方公務員共済組合

同共済組合は、地方公務員等共済組合法第53条に基づき、常時勤務に服することを要する地方公務員たる組合員、およびその被扶養者について、国家公務員共済組合の場合と同様の短期給付を行うものである。

短期給付に要する費用は、1/2が組合員から徴収する掛金によって、また、残余の1/2が地方公共団体または職員団体の負担金によって賄われている。掛金は組合員の給料を標準として算定されており、被保険者負担分の保険料率に相当する給料と掛金との割合は組合の定款において定められている。組合員の給与支給機関は、毎月、給料その他の給与から掛金相当額を控除し、それを組合員に代わって組合に払込むこととなっている。

『地方公務員共済組合等事業年報』<sup>8)</sup>から得られる1993年度における掛金収入額は5291億円（うち地方公務員等共済組合法第144条の2に基づく任意継続掛金は212億円）、負担金収入額は5089億円であり、両者の計1兆380億円が社会保障負担の対象であり、かつ医療分野相当分である。（『国民経済計算年報』における数値は1兆382億円）

## 7. 旧公共企業体職員共済組合

同共済組合は、国家公務員等共済組合法第2条に基づく適用法人（日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社、旅客鉄道会社等）に常時勤務する者、およびその被扶養者について、国家公務員共済組合の場合と同様の短期給付を行うものである。費用負担の基本原則、掛金・負担金の規定など短期給付に要する費用負担の制度も国家公務員共済組合の場合と同様である。

『国家公務員等共済組合事業統計年報』<sup>9)</sup>から得られる1993年度における掛金収入額は980億円（日本電信電話共済組合542億円、日本鉄道共済組合392億円、日本たばこ産業共済組合47億円）、負担金収入額は950億円（日本電信電話共済組合515億円、日本鉄道共済組合390億円、日本たばこ産業共済組合46億円）であり、両者の計1930億円が社会保障負担の対象であり、かつ医療分野相当分である。（『国民経済計算年報』における数値は1930億円）

なお、第136国会において成立した厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、被用者年金制度再編成の一環として、日本たばこ産業共済組合、日本鉄道共済組合、日本電信電話共済組合の長期給付事業は1997年4月1日より厚生年金保険に統合されることとなっている。

本来、適用法人の共済組合については、JR、JT、NTTといった形で民営化された時点で厚生年金保険制度、健康保険制度が適用されるべきものであったが、年金問題の解決に時間を要したため、それまでの間、共済組合制度が適用されていたものである。

上記の法改正により、短期給付部門についても本来の姿である健康保険制度の適用とすべく、1997年4月1日をもって適用法人の事業主は健康保険組合を設立し、併せて旧共済組合の短期給付部門に係る権利義務を承継することとなり、法律の名称も「国家公務員共済組合法」に改められることとなった。

これらの改正により、わが国の社会保障負担統計の分類は、「公共企業体職員共済組合」の項目が消失し、長期給付部門が厚生保険特別会計の年金勘定の項目に、短期給付部門が組合管掌健康保険の項目にそれぞれ計上されることとなろう。

## 8. 私立学校教職員共済組合

同共済組合は、私立学校教職員共済組合法第14条に基づき、学校法人等に使用され、給与を受ける教職員等を組合員とするもので、組合員およびその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、若しくは災害に関する短期給付を行うものである。その業務に要する費用に充てるため、組合は、組合員および組合員を使用する学校法人等の両者の折半負担原則による掛金を徴収することとなっている。掛金算定のための標準給与の月額と掛金との割合は定款で定められ、組合員の負担分は給与支給時に控除することが認められている。

『私学共済統計要覧』<sup>10)</sup>から得られる1993年度における掛金収入額1427億円が社会保障負担の対象であり、かつ医療分野相当分である。（『国民経済計算年報』における数値は1427億円）

以上の1～8の合計値たる15兆2851億円（組合管掌健康保険の調整保険料分を除外した場合15兆2088億円）が1993年度における医療分野の社会保障負担額である。（第2表参照）

なお、労働者災害補償保険による医療給付（療養補償給付、傷病補償年金の受給者に係る療養補償給付）は、医療そのものに該当する部分であり、現に社会保障給付費の分類における「医療」、および国民医療費の対象とされており、本来その給付に対応する保険料相当分は本稿で求めるところの医療分野の社会保障負担額に計上すべきものであるが、労働保険特別会計の労災勘定における保険料収入は、年金等給付、休業補償給付、障害補償一時金などの保険給付全体に充てられており、医療（関連）分野のみの特定を行うことができないため、本稿における分類上では、労働者災害補償保険の保険料収入の全額は、後述する「その他の分野」の社会保障負担に計上することとしている。

#### IV. 社会保障負担を構成する医療以外の分野

社会保障負担を構成する医療以外の分野は、年金分野とその他の分野とに分けられる。  
<年金分野>

##### 1. 厚生年金保険

厚生年金保険の保険料収入は、厚生保険特別会計の年金勘定の歳入の一つとして位置づけられている。現在の保険料率は、一般被保険者、第4種被保険者が千分の173.5、坑内員・船員が千分の191.5である。

『平成5年度決算』<sup>11)</sup>から得られる1993年度における保険料収入額（収納済歳入額）は15兆3476億円であり、同額が社会保障負担の対象である。（『国民経済計算年報』における数値は15兆3476億円）

##### 2. 国民年金

国民年金の第1号被保険者による保険料収入は、国民年金特別会計の国民年金勘定の歳入の一つとして位置づけられている。現在の保険料月額1万2300円、「平成6年財政再計算結果」において予測されている2015年度以降の最終保険料月額は1994年度価格で2万1700円である。

『平成5年度決算』<sup>12)</sup>から得られる1993年度における保険料収入額（収納済歳入額）は1兆6466億円であり、同額が社会保障負担の対象である。（『国民経済計算年報』における数値は1兆6282億円）

##### 3. 船員保険

船員保険の職務外年金部門は1986年4月以降、厚生年金保険に統合されており、船員保険において年金分野に該当するのは職務上年金分である。『事業年報』<sup>13)</sup>から得られる1993年度における同部分の保険料収入額は171億円であり、同額が社会保障負担の対象である。（『国民経済計算年報』における数値は171億円）

#### 4. 国家公務員共済組合

国家公務員等共済組合法第72条に基づく長期給付は、退職共済年金、障害共済年金、障害一時金、遺族共済年金の4種類であり、費用は組合員からの掛金と国の負担金の折半負担により賄われているが、かつての恩給制度を引き継いだことに伴う国庫負担分が負担金収入額に計上されることとなるため、両者の額には大きな開きがある。

『国家公務員等共済組合事業統計年報』<sup>14)</sup>から得られる1993年度における掛金収入額3732億円、負担金収入額1兆734億円の計1兆4466億円が社会保障負担の対象である。（『国民経済計算年報』における数値は1兆4466億円）

#### 5. 地方公務員共済組合

地方公務員等共済組合法第74条に基づく長期給付は、前記の国家公務員共済組合の場合とほぼ同様であり、『地方公務員共済組合等事業年報』<sup>15)</sup>から得られる1993年度における掛金収入額1兆1198億円、負担金収入額2兆8996億円の計4兆194億円が社会保障負担の対象である。（『国民経済計算年報』における数値は4兆194億円）

#### 6. 旧公共企業体職員共済組合

長期給付については、既述の短期給付の場合と同様であり、『国家公務員等共済組合事業統計年報』<sup>16)</sup>から得られる1993年度における日本鉄道共済組合の負担金収入額4706億円、掛金収入額840億円、日本電信電話共済組合の負担金収入額2128億円、掛金収入額880億円、日本たばこ産業共済組合の負担金収入額412億円、掛金収入額100億円の総計9065億円が社会保障負担の対象である。（『国民経済計算年報』における数値は9065億円）

#### 7. その他の共済組合

本項目に該当するのは、農林漁業団体職員共済組合法第19条に基づく組合の給付、私立学校教職員共済組合法第20条に基づく長期給付、地方公務員等共済組合法第158条に基づく地方議会議員共済会の共済給付である。

1993年度については、『農林年金事業統計年報』<sup>17)</sup>から得られる掛金収入額2624億円、『私学共済統計要覧』<sup>18)</sup>から得られる掛金収入額1703億円、『地方公務員共済組合等事業年報』<sup>19)</sup>から得られる負担金収入額205億円、掛金収入額232億円の総計4764億円が社会保障負担の対象である。（『国民経済計算年報』における数値は4764億円）

#### 8. 年金基金

本項目に該当するのは、厚生年金基金、国民年金基金、農業者年金基金、石炭鉱業年金基金の4者であるべきであるが、国民経済計算においては国民年金基金の掛金収入分の計上が行われていない。このことは、経済企画庁の担当者からの返答により明らかであるが、このことは後に見るように数値の面からも裏づけられる。この点、経済企画庁が『国民経済計算年報』の中で、社会保障負担を社会保障基金に対する家計の負担と定義し、かつ社会保障基金には国民年金基金が該当すると明記しているにもかかわらず<sup>20)</sup>、同基金の掛金



収入分が対象とされていないのは合理性を欠くものであり、早急な見直しが求められよう。

厚生年金基金の掛金率は、各基金がその免除料率を下回らぬよう設定するもので、現行の免除料率は千分の32から千分の38までの7段階のいずれかとなっている。国民年金基金は、自営業者等に対する公的所得保障の向上と厚生年金加入者との公平をはかるべく1991年度から発足したものであり、掛金の額は各基金の規約によって定められている。農業者年金基金は、国民年金の第1号被保険者である0.5ha以上の農業経営者を対象とするものであり、保険料の額は同基金法第65条に基づき政令で定めることとなっている。石炭鉱業年金基金は、炭鉱労働者のための積立方式による上乘せ年金制度であり、掛金は同基金法施行令第14条に基づき、前年の出炭量に定款で定める額を乗じた額で、全額事業主負担とされている。

1993年度においては、厚生年金基金の掛金収入額2兆9800億円（『厚生年金基金事業年報』<sup>21)</sup>）、国民年金基金の掛金収入額1270億円（同基金調べ）、農業者年金基金の保険料収入額699億円（同基金調べ）、石炭鉱業年金基金の掛金収入額4億円（同基金調べ）の計3兆1773億円（国民年金基金分を除外した場合3兆503億円）が社会保障負担の対象である。（『国民経済計算年報』における数値は3兆503億円）

以上の1～8の合計値たる27兆375億円（国民年金基金の掛金収入分を除外した場合26兆9105億円）が1993年度における年金分野の社会保障負担額である。

<その他の分野>

#### 1. 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険事業に関する経理は、労働保険特別会計の労災勘定において行われている。保険料率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条に基づき、事業の分類ごとに労働大臣により定められており、全額事業主負担となっている。労災保険料は雇用保険料とともに労働保険料としてまとめて納められ、徴収勘定の歳入とされた後に労災勘定に繰入れられている。

1993年度における保険料収入額は、『労働者災害補償保険事業年報』<sup>22)</sup>から得られる1兆6516億円であり、同額が社会保障負担の対象である。（『国民経済計算年報』における数値は1兆6440億円）

#### 2. 雇用保険

雇用保険事業に関する経理は、労働保険特別会計の雇用勘定において行われている。保険料率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則に基づき千分の11.5となっており、そのうちの千分の4を被保険者が、千分の7.5を事業主が負担するのが原則である。経済企画庁による国民経済計算においては、雇用保険制度自体の消費となるとの見地から、雇用安定三事業分の保険料（料率千分の3.5、全額事業主負担）分は社会保障負担の対象とされていない。雇用保険料は労災の場合と同じく徴収勘定から当該相当分が雇用勘定に繰入れられている。

1993年度における保険料収入額は『雇用保険事業年報』<sup>23)</sup>から得られる1兆7633億円(日雇分を含む)に8/11.5を乗じた1兆2266億円であり、同額が社会保障負担の対象である。(『国民経済計算年報』における数値は1兆2266億円)

### 3. 船員保険

船員保険においては、医療、年金以外に失業、その他の分類があり、『事業年報』<sup>24)</sup>から得られる1993年度における保険料収入額は、失業分92億円、その他75億円であり、それらの計167億円が社会保障負担の対象である。(『国民経済計算年報』における数値は167億円)

### 4. 児童手当

児童手当に要する費用負担については、児童手当法第18条において、被用者に対する支給費用の10分の7を一般事業主からの拠出金によって充当する等の定めがあり、拠出金率は同法第21条により毎年度厚生大臣告示により決められることとなっている。

『児童手当事業年報』<sup>25)</sup>から得られる1993年度における拠出金額は1333億円、公務員支給分は244億円であり、それらの計1577億円が社会保障負担の対象である。(『国民経済計算年報』における数値は1561億円)

### 5. 災害補償基金

災害補償基金を構成するのは、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償等共済基金の二つである。地方公務員災害補償法に基づく同基金は、地方公務員の公務上の災害、通勤による災害を受けた職員、およびその遺族に対して、その損害を補償するため設置されたものであり、同法第49条において地方公共団体の負担を定めている。また、消防団員等公務災害補償等共済基金は、公務上の災害を受けた非常勤の消防団員や水防団員の社会復帰の促進、ならびに被災団員とその遺族の援護を目的とするものであり、基金は市町村等から毎年度政令で定められた額の掛金の支払いを受けている。

両基金それぞれの調べによれば、1993年度における地方公務員災害補償基金の負担金収入額は、普通補償経理分242億円、特別補償経理分17億円の計259億円、また、消防団員等公務災害補償等共済基金の掛金収入額は173億円であり、それらの計432億円が社会保障負担の対象である。(『国民経済計算年報』における数値は432億円)

以上の1～5の合計値たる3兆957億円が1993年度におけるその他の分野の社会保障負担額である。

以上の医療、年金、その他の分野の総計45兆4183億円が、1993年度における社会保障負担額である。なお、組合管掌健康保険における調整保険料収入分、国民年金基金の掛金収入分を除いた場合の数値は45兆2150億円である。(『国民経済計算年報』における数値は45兆1886億円)また、1993年度における国民所得は372兆7500億円であり、上記数値をそれぞれ同額で除した値、前者12.2%、後12.1%が社会保障負担率である。(『国民経済計算年報』における数値は12.1%)

## V. 租税負担の定義と現状

わが国の租税負担統計のとり方には、大蔵省による租税収入ベースと経済企画庁による国民経済計算ベースの二つがある。

租税収入ベースは、所得税・法人税・消費税など一般会計に帰属する国税、地方道路税・自動車重量税（譲与分）など特別会計に帰属する国税、および住民税・固定資産税など計画外税収（法定外普通税、超過課税分）を含む地方税の三者の収入額をもって租税負担額とするものである。

国民経済計算ベースは、労働の提供や財産の貸与、資本利得など様々な源泉からの所得に対して、公的機関によって定期的に課せられる租税、および消費主体としての家計が保有する資産に課せられる租税たる直接税と、財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課せられ、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁される間接税とをもって租税負担額とするものである。

この二つを対比すると、国民経済計算ベースでは、日本中央競馬会納付金など公的企業の利益の一部が間接税に、日本銀行の資産の運用状況等に応じて徴収される日本銀行納付金が直接税に含まれている。また、運転免許証交付手数料、旅券手数料などは、それらの半分が家計負担分とみなされ強制的な手数料に、残余の半分が産業などの生産主体負担分とみなされ間接税に算入されている。これらはいずれも租税収入ベースでの租税負担には算入されない。逆に、租税収入ベースでは租税として当然に計上されている相続税、贈与税については、国民経済計算上の所得移転を伴うものではないとの見地から、国民経済計算ベースでは租税負担に含めない。これら諸点が二つの手法の主な差異である。

1993年度における租税収入ベースでの租税負担額は、国の一般会計分5兆4千126億2千万円、特別会計分2兆9千880億円、地方税分3兆3千591億3千万円の計9兆7千055億円であり、国民経済計算ベースでの租税負担額は、9兆1千322億7千万円である。それらを国民所得で除して得られる比率、前者24.3%、後者24.5%が租税負担率である。

なお、上記の租税収入ベースにおける租税負担収入は、国・地方の歳出に充当されているが、国の一般会計について見れば、社会保障関係費の中の国保に対する療養給付費等負担金（1993年度決算額1兆9千028億円）、老人保健に対する老人医療給付費負担金（同1兆4千654億円）、社会保険国庫負担金のうちの政管健保に対する健康保険国庫補助（同7千654億円）、生活保護における医療扶助費（1993年度事業費額7千730億円）、船員保険の疾病部門に対する国庫補助（同年度決算額30億円）、公費負担医療における結核医療費（同2千74億円）・精神保健費（同4千06億円）、防衛関係費の中の医療費（同1千26億円）などの歳出については、個別の歳出が税収、税外収入、公債金収入（1993年度においては特例公債は発行されていない）のいずれによっているかの特定が不可能なため全てということとはできないものの、同歳出相当分租税負担収入額の大半が医療給付関係のために使われていることになる。

以上の結果より得られる1993年度の社会保障負担、租税負担は第3表の通りである。

## VI. 結び

厚生省は、政府管掌健康保険の財政収支に関して、同保険の毎年度の単年度収支を赤字にしないためには、2000年度における保険料率を千分の96～102（現行千分の82）まで引き上げなければならないとの試算を示している。

また、1994年の年金の財政再計算においては、収支差引残が赤字にならないようにするためには、厚生年金の2025年度における最終保険料率を29.8%（現行17.35%）まで引き上げなければならないとの見通しを明らかにしている。

さらに、厚生省は介護保険を導入しようとするにあたり、同保険に要する将来の費用負担について、2001年度に4兆円強、2010年度に7兆円程度の総費用が必要になると推計している。（「社会的入院」の減少要因を加味しても結果としての負担増は避けられまい。）

それらに代表される医療・年金・福祉の各分野における財政需要の増大は、いずれも社会保障負担、あるいは租税負担の上昇につながる要因であり、その他の分野における諸要因とも相俟つことにより、医療・年金・福祉の各分野における制度の抜本的見直しを前提としてもなおかつ、相当程度の国民負担の上昇を招くことが不可避であるが、それは豊かな福祉社会実現のため基本的には受け入れていかねばなるまい。とはいえ、そのように今後何らかの形でより大きな国民負担を求めていかざるを得ない以上、国民がそれらの負担を納得し、快く受け入れていけるような体制づくりが急務である。

未加入者が190万人、保険料滞納者が220万人といわれる国民年金、保険料滞納者が130万人に達する国民健康保険、今日なお様々な形で温存されている制度・徴収両面における不公正な税制。これら国民の不信に価する負担制度の実態に抜本的なメスを入れることなくして、国民により大きな負担の増大を求めていくことは許されない。

現在、政府は住民基本台帳をベースとした納税者番号制度の導入に向けて検討を進めているが、同制度の有効・適正な活用により、租税のみならず社会保険料についても適正かつ公正な徴収が確保され、公的負担に対する国民の理解と合意が一刻も早く醸成されることを祈念してやまない。

公正な国民負担の徴収。それこそが豊かな福祉社会を築くための大前提である。

キーワード：社会保障負担、社会保障基金、社会保障給付費、国民医療費、国民経済計算、  
租税負担、国民負担、保険料、掛金、負担金

注)

- 1) 「平成5年度特別会計決算参照書」：162 『平成5年度決算』所収
- 2) 経済企画庁『国民経済計算年報 平成8年版』：212-213
- 3) 浜田浩児「国民経済計算（SNA）における社会保障費の社会保障研究所推計値との比較」『社会保障費と国民経済計算』（東京：社会保障研究所、1993）：25
- 4) 健康保険組合連合会『健康保険組合事業年報 平成5年度版』：42
- 5) 国民健康保険中央会『平成5年度 国民健康保険事業年報』：65
- 6) 社会保険庁『事業年報 平成5年度』：84-85
- 7) 大蔵省主計局『平成5年度 国家公務員等共済組合事業統計年報』：74
- 8) 自治省行政局公務員部福利課『平成5年度 地方公務員共済組合等事業年報』：80-81
- 9) 大蔵省主計局『平成5年度 国家公務員等共済組合事業統計年報』：486-487
- 10) 私立学校教職員共済組合『私学共済統計要覧 平成6年版』：122-123
- 11) 「平成5年度特別会計決算参照書」：166 『平成5年度決算』所収
- 12) 「平成5年度特別会計決算参照書」：239 『平成5年度決算』所収
- 13) 社会保険庁『事業年報 平成5年度』：84-85
- 14) 大蔵省主計局『平成5年度 国家公務員等共済組合事業統計年報』：75
- 15) 自治省行政局公務員部福利課『平成5年度 地方公務員共済組合等事業年報』：84-85
- 16) 大蔵省主計局『平成5年度 国家公務員等共済組合事業統計年報』：496-497
- 17) 農林漁業団体職員共済組合『農林年金事業統計年報 平成5年度』：58-59
- 18) 私立学校教職員共済組合『私学共済統計要覧 平成6年版』：222
- 19) 自治省行政局公務員部福利課『平成5年度 地方公務員共済組合等事業年報』：452
- 20) 経済企画庁『国民経済計算年報 平成8年版』：554
- 21) 厚生年金基金連合会『平成5年度 厚生年金基金事業年報』：103
- 22) 労働省労働基準局『労働者災害補償保険事業年報 平成5年度』：78
- 23) 労働省職業安定局雇用保険課『雇用保険事業年報 平成5年度』：16, 108
- 24) 社会保険庁『事業年報 平成5年度』：84-85
- 25) 厚生省児童家庭局『平成5年度 児童手当事業年報』：12, 28

第1表 組合管掌健康保険における社会保障負担額と各保険料収入額の推移

	国民経済計算年報上の 組合健保・社会保障負担額	保険料収入額＋ 特別保険料収入額	調整保険料 収入額
1984年度	2兆9045億円	2兆9045億円	446億円
1985年度	3兆1264億円	3兆1264億円	479億円
1986年度	3兆2935億円	3兆2935億円	503億円
1987年度	3兆4373億円	3兆4372億円	534億円
1988年度	3兆6423億円	3兆6423億円	563億円
1989年度	3兆9249億円	3兆9249億円	605億円
1990年度	4兆2525億円	4兆2525億円	651億円
1991年度	4兆5817億円	4兆5817億円	698億円
1992年度	4兆8598億円	4兆8597億円	739億円
1993年度	5兆 398億円	5兆 397億円	763億円

第 2 表 1993 年度における医療分野の社会保障負担額内訳

	社会保障負担額
政府管掌健康保険	5 兆 4 2 1 8 億円
組管管掌健康保険	5 兆 1 1 6 1 億円
国民健康保険	2 兆 9 4 5 6 億円
船員保険	6 5 4 億円
国家公務員共済組合	3 6 2 5 億円
地方公務員共済組合	1 兆 3 8 0 億円
旧公共企業体職員共済組合	1 9 3 0 億円
私立学校教職員共済組合	1 4 2 7 億円
医療分野の合計	1 5 兆 2 8 5 1 億円

第3表 1993年度における社会保障負担、国民負担とそれらに占める医療分野の割合

	本稿結果の数値	健保の調整保険料分 国民年金基金掛金分 除外の場合の数値	国民経済計算 年報における 数値
社会保障負担額	45兆4183億円 (12.2%)	45兆2150億円 (12.1%)	45兆1886億円 (12.1%)
医療分野	15兆2851億円 (4.1%)	15兆2088億円 (4.1%)	—
年金分野	27兆375億円 (7.3%)	26兆9105億円 (7.2%)	—
その他の分野	3兆957億円 (0.8%)	3兆957億円 (0.8%)	—
-----	-----	-----	-----
社会保障負担に占める 医療分野の割合	33.7%	33.6%	—
租税負担額			
租税収入ベース	90兆7055億円 (24.3%)	90兆7055億円 (24.3%)	—
国民経済計算ベース	91兆3227億円 (24.5%)	91兆3227億円 (24.5%)	91兆3227億円 (24.5%)
国民負担額			
租税収入ベース	136兆1238億円 (36.5%)	135兆9205億円 (36.5%)	—
国民経済計算ベース	136兆7410億円 (36.7%)	136兆5377億円 (36.6%)	136兆5113億円 (36.6%)
-----	-----	-----	-----
国民負担に占める医療 分野社会保障負担割合			
租税収入ベース	11.2%	11.2%	—
国民経済計算ベース	11.2%	11.1%	—



- 備考 ① 国民負担は社会保障負担と租税負担の和である。
- ② 1993年度における国民所得は372兆7500億円である。
- ③ ( )内は対国民所得比の数値である。

## 「社会保障負担に占める医療分野の分析」要旨

わが国の国民経済計算において、中央政府、地方政府とともに一般政府を構成する社会保障基金は、国の社会保険特別会計、国家公務員などの共済組合、厚生年金基金などの基金、組合健保、国保、児童手当の6部門から成り立っているが、この社会保障基金に対する家計の負担金が社会保障負担である。

その対国民所得比であるわが国の社会保障負担率は、1955年度に2.7%にすぎなかったが、急速な高齢化の進展による社会保障給付の増大等に伴い、1982年度に二桁台に乗り、以後も上昇の一途を辿っている。

今後ますます本格化する高齢化社会を活力あるものとするためには、社会保障負担、国民負担の上昇を適度にとどめるべきとの指摘がなされるものの、その分野における研究・分析は必ずしも十分なものとはいえない。

本稿は、国民生活に密接に関わる重要指標でありながら、その実態が一般に開示されてこなかった社会保障負担統計の明細を明らかにするとともに、社会保障負担に占める医療分野についての分析を行うものである。